

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2022年2月10日

1 2月13日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、
検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

アルバニア、イラク、インドネシア、ウズベキスタン、エジプト、ネパール、パ
キスタン、ミャンマー

2 2月11日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、
検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

アンゴラ、エスワティニ、韓国、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバ
ブエ、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、米国（テキサス州、ハワイ州、マ
サチューセッツ州）、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、
レソト

3 2月11日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、
検疫所の宿泊施設での待機を求めないこととします。

ガーナ、カザフスタン、カタール、シエラレオネ、セネガル、チュニジア、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、マルタ

4 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙1「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和4年2月10日時点）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0210_list.pdf ）

別紙2「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0210_17.pdf ）

別紙3「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0210_20.pdf ）

別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（24）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0111_24.pdf ）

別紙5「水際対策強化に係る新たな措置（26）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_26.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> （PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> （モバイル版）